

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月28日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	弥富市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 独自利用事務の対象者	高齢者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年10月1日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 弥富市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び頁		弥富市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年弥富市条例第24)別表第1第7の項

<p>この中の不内を何れか の該当部分</p>		<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>介護保険法第1条</p>	<p>弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつ</p>	<p>第1条 この要綱は、(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の一部負担金の支払が困難な高齢者)の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって(福祉の向上に寄与する)ことを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第4条第1項及び第2項
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第4条第1項及び第2項の規定による後期高齢者福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 ハ	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第4条第1項及び第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第4条第1項及び第2項の規定による後期高齢者福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項及び第2項

②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項及び第2項の規定による後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 14 号 ハ	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項及び第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項及び第2項の規定による後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	弥富市後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
備考		